平成２５年（フ）第８９号
千葉県富津市岩瀬896番地
債務者　宮本多津子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清田　友洋
4　破産債権の届出期間　平成25年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月３日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１５６０号
愛知県江南市古知野町宮前26―１　サンハイツ宮前２階２Ｂ号室、住民票上の住所愛知県春日井市六軒屋町６丁目92番地
債務者　可児　幸雄
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柚原　　肇
4　破産債権の届出期間　平成25年10月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月11日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５６１号
愛知県江南市古知野町宮前26―１　サンハイツ宮前２階２Ｂ号室、住民票上の住所愛知県春日井市六軒屋町６丁目92番地
債務者　可児　久子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柚原　　肇
4　破産債権の届出期間　平成25年10月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月11日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０２号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目８番43号
債務者　濵田　正秋
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　大観
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５１０号
仙台市宮城野区田子３丁目10番12号
債務者　三浦　　章
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西山　良紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月28日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３３８号
埼玉県所沢市上新井４丁目７番地の４
債務者　佐藤　明夫
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志摩　　勇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月13日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４０９号
埼玉県所沢市上新井４丁目７番地の４
債務者　佐藤　　優
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志摩　　勇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月13日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４７５号
大阪市浪速区桜川３丁目１番５―1019号
債務者　松永　正人
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水島　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９７号
香川県丸亀市土器町西１丁目257番地
債務者　戸羽　　隆
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田岡　直博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１０２号
松江市島根町大芦370番地、前住所島根県仁多郡奥出雲町高尾254番地
債務者　北野　文子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０７号
松江市上乃木４丁目30番35号、前住所松江市淞北台34番３―316号　県営住宅
債務者　福田　春作
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３０号
山形県天童市乱川３丁目13番29―201号　ミューズⅡ
債務者　水島　　純
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６０号
函館市桔梗町435番地262
債務者　水上知華子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２０１号
埼玉県熊谷市船木台３丁目３番地13　メイプルヒルＡ103
債務者　永塚　千夏
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２４０号
埼玉県行田市押上町16番地18　５棟203号
債務者　山本　芳子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２４７号
埼玉県深谷市上野台144番地１　稲荷坂ハイツＡ－１号
債務者　奈良　　稔
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部